研修認定薬剤師　特別な事由による期間延長の考え方（新規の場合）

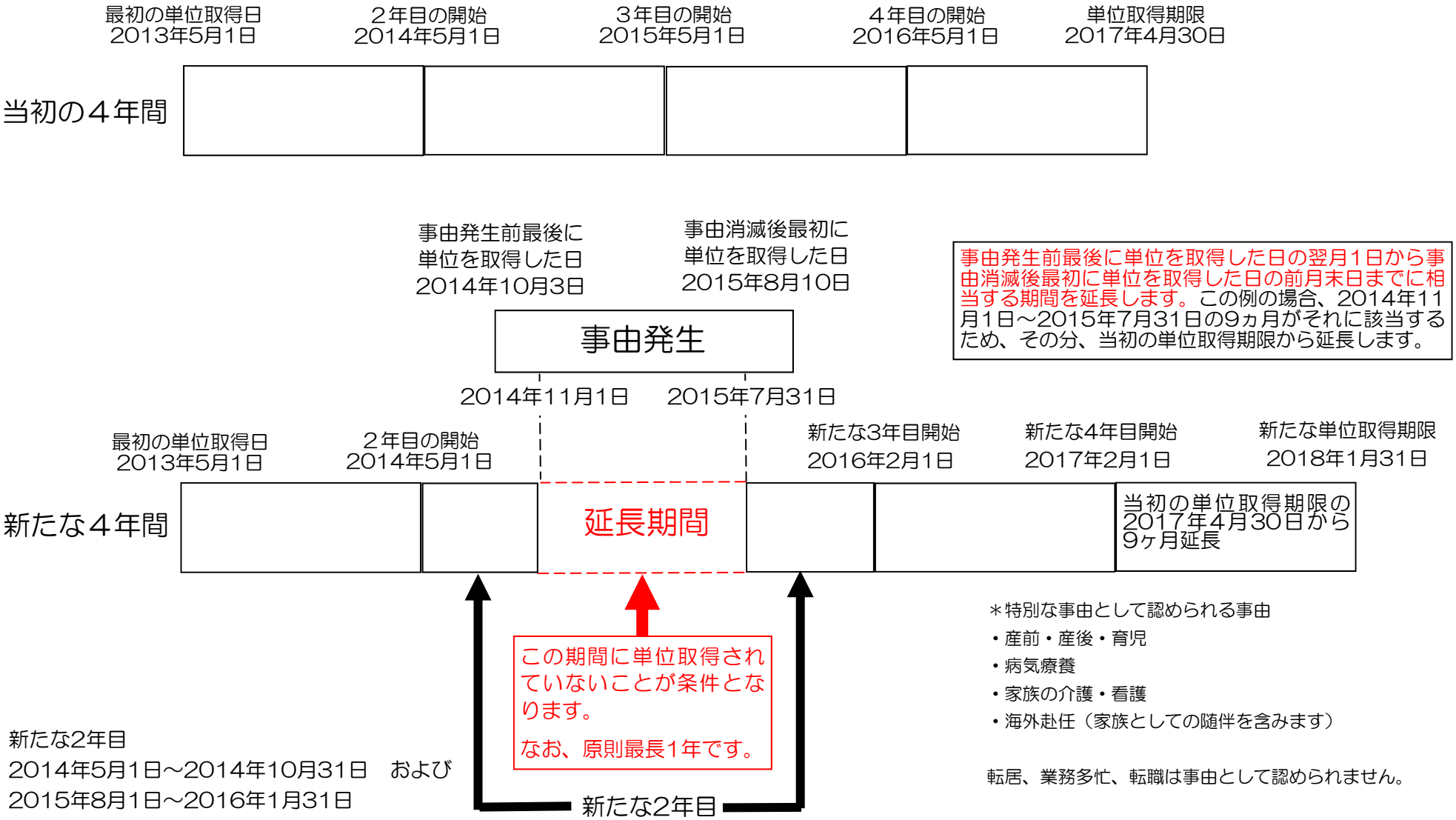

事由発生前最後に単位を取得した日の翌月1日から事由消滅後最初に単位を取得した日の前月末日までに相当する期間を延長します。この例の場合、2014年11月1日～2015年7月31日の9ヵ月がそれに該当するため、その分、当初の単位取得期限から延長します。

＊特別な事由として認められる事由

- 産前・産後・育児
- 病気療養
- 家族の介護・看護
- 海外赴任（家族としての随伴を含みます）

転居、業務多忙、転職は事由として認められません。